

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

平成27年3月31日に平成27年度税制改正が成立し、4月1日より施行されました。この中で、今回は結婚・子育て資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税制度について説明します。

制度の概要

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方(以下「受贈者」といいます)が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます)から結婚・子育て資金口座の開設等をした場合には、贈与の価額のうち1000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

結婚・子育て資金とは

- 結婚に際して支払う次のような金銭(300万円限度)をいいます。
 - ・挙式費用、衣装代等の婚礼費用(婚姻の日の1年前の日以後に支払われるもの)
 - ・家賃、敷金等の新居費用、転居費用で一定の期間内に支払われるもの
- 妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。
 - ・不妊治療、妊婦健診に要する費用
 - ・分べん費等・産後ケアに要する費用
 - ・子の医療費、幼稚園・保育園等の保育料など

制度の流れ

1、結婚・子育て資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、結婚・子育て資金口座の開設等を行う日までに、結婚・子育て資金非課

税申告書を、その口座の開設等を行った金融機関等の営業所等に提出しなければなりません。

なお、結婚・子育て資金非課税申告書は、原則として受贈者がすでに結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

2、口座からの払出し及び資金の支払

結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、結婚・子育て資金口座の開設等のときに選択した結婚・子育て資金口座の支払方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類を、次の①又は②の提出期限までにその金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

- 結婚・子育て資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合
 - 領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日
- ①以外の方法を選択した場合
 - 領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

3、結婚・子育て資金口座に係る契約の終了

結婚・子育て資金口座に係る契約は、次の①～③の事由に該当した時に終了します。

- 受贈者が50歳に達したこと
- 受贈者が死亡したこと
- 口座の残高がゼロになり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと

上記の①又は③に事由に該当したことにより契約が終了した場合に、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記の①又は③に事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。(②の事由に該当した場合は贈与税の課税価格に算入されるものではありません)したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告を行う必要があります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 4月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....5月11日 |
| 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月1日 |
| 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月1日 |
| 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....6月1日 |